

「地域クラブ活動に関する認定制度」及び「認定地域クラブ活動指導者登録制度」の対応について

1 背景

令和 7 年 1 2 月に文部科学省が公表した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）において、部活動の地域展開により実施される地域クラブ活動について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、「地域クラブ活動に関する認定制度（以下「クラブ認定制度」という。）」及び「認定地域クラブ活動指導者登録制度（以下「指導者登録制度」という。）」の仕組みを構築することが推奨された。

一方、主に外部への委託を前提としたクラブ認定制度及び指導者登録制度については、本市が採用する自治体直営型の運営方式とは必ずしも整合しないことから、国ガイドラインの趣旨を踏まえつつ、本市の運営方式との整合性を確保した代替制度について整理・検討する必要がある。

2 クラブ認定制度

（1）方針

クラブ認定制度は設けないこととする。

（2）理由

国ガイドラインの別冊資料①に以下の記述があり、また、民間のチーム・スクール等をとよた地域クラブ活動（以下「とよクラ」という。）として認定する想定がないため。

【国ガイドラインの別冊資料① 抜粋】

市区町村等が自ら運営団体・実施主体となり、国ガイドラインに示す認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は認定を受けたものとみなす。

●認定要件

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

（3）課題

愛知県中小学校体育連盟が、令和 9 年度以降の愛知県中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加要件を、クラブ認定制度の認定を受けた「認定地域クラブ活動」のみとする可能性があるため、愛知県中小学校体育連盟の動向次第では制度化を検討する必要がある。

3 指導者登録制度

（1）方針

国ガイドラインで示す指導者登録制度は設けず、指導者委嘱制度を設けることとする。

（2）理由

- ・ 国ガイドラインにおける指導者登録制度は、指導者が民間のクラブやスクール等に所属し、自治体の直接的な管理の対象外にあることを前提として、登録制度により一定の要件を確認することで、指導者及び活動の質の確保を図ることを目的としている。
- ・ 一方、本市では自治体直営方式を採用していることから、指導者は本市の管理の下で活動することとなり、新たに登録制度を設ける必要性は低い。
- ・ 現状、地域指導者となるための手続が明確に制度化されておらず、手続が不明瞭となっている。このため、本市においては新たに委嘱制度を設け、委嘱に当たって必要となる研修の受講要件、更新時の要件等を整理することで、指導者及び活動の質の確保・向上を図る。

（3）委嘱制度のポイント

・委嘱制度の概要

地域の多様な人材を部活動に代わる地域クラブ活動の指導者として位置づけるため、ガイドライン等の基準に基づいて本市が適任者を選任し、地域指導者として職務および身分を委嘱する制度を設ける。

・選任方法

①人材バンク登録、②指導基礎研修の受講、③クラブコーディネーターの面談
※欠格事由を定め、地域指導者としての適性を欠く者を除外

・委嘱の期間及び更新

委嘱期間：委嘱の日から当該年度の 3 月 3 1 日まで
更新：欠格事由に該当しない場合、1 年間更新。

・委嘱内容

技術指導者：スポーツ・文化芸術活動の技術的な指導
補助員：技術指導者の補助、技術指導者不在時の参加者の安全確保

・必須研修

技術指導者のみ普通救命講習Ⅰの 4 年に 1 回以上の受講を必須化。

・解嘱

欠格事由への該当や不適切な行為があった地域指導者への対応を明記

（4）今後の流れ

- ・既存の地域指導者は、9 月 1 日付で委嘱したものとみなす。
- ・日本版 DBS の施行に合わせ、手続に追加する。

4 その他

コーディネーターについても、地域指導者と同じく市から委嘱する。